

明治期の琉球における真宗法難事件に関する 一考察：善教寺資料を中心に

川邊, 雄大 / カワベ, ユウタイ

(出版者 / Publisher)

法政大学沖縄文化研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

沖縄文化研究 / 沖縄文化研究

(巻 / Volume)

41

(開始ページ / Start Page)

151

(終了ページ / End Page)

193

(発行年 / Year)

2015-03-31

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00010690>

明治期の琉球における真宗法難事件に関する一考察

—善教寺資料を中心に—

川 邊 雄 大

はじめに

江戸期の琉球では、支配していた薩摩の影響により、真宗を禁止していたが、ひそかに講が組織され、一向宗（浄土真宗）の信仰（かくれ念仏）が続けられていた。これに対し、琉球国（のち琉球藩）は幕末から明治初年にかけて三次（天保十年（一八三九）、嘉永六年（一八五三）、明治十年（一八七七））に互り、真宗門徒の摘発・処分を行っていたいわゆる「真宗法難事件」が発生した。

ここで、本稿で検討する明治十年（一八七七）に琉球において発生した第三次「真宗法難事件」について、簡潔に述べておきたい。

明治九年（一八七六）五月、東本願寺（真宗大谷派）は田原法水^②を琉球に派遣し、秘密裡に布教を

開始した。その後も引き続き自見凌雲、清原競秀らを派遣し、信者を獲得していった。

だが、明治十年（一八七七）十月二十二日に、琉球藩庁（以下、藩庁と略称する）によって門徒は一斉逮捕され、翌明治十一年（一八七八）二月二十七日に裁判が行われ、門徒は流刑や罰金刑に処せられた。この間、田原は上京し、内務卿大久保利通に事件の経緯を説明したほか、田原の日記等が『朝野新聞』に掲載された。

田原はその後、琉球へ戻り門徒の釈放をめぐって藩庁と交渉を続けたが進展せず、七月に東本願寺は小栗憲一⁽³⁾を那覇に派遣した。以後、琉球における東本願寺の代表は田原から小栗へと移る。小栗は藩庁と書翰の往復や交渉を行ったが、両者の主張は平行線をたどった。

しかし、八月二十二日に明治新政府すなわち当時、那覇に設置されていた内務省出張所（所長・木梨精一郎。以下、出張所と略称する）は、当時すでに太政官達によって裁判権を剝奪されていた藩庁が、門徒に対して行った裁判・処罰は無効であるとして、藩庁に対して始末書の提出を命じた。

藩庁は始末書を提出し、のちに門徒は釈放され罰金は返金されただけなく、藩庁は裁判権を有しないことが確認されたのであった。そして、翌明治十二年（一八七九）三月に行われた琉球処分により琉球藩は消滅し、沖縄県となった。

次に、琉球における法難事件に関する先行研究および資料について見ていきたい。

幕末期に発生した二度に亘る法難事件（「知念仁屋仏像持下り事件」（天保十年）、「中山国廿八日講

の法難事件」(嘉永六年)について記述したものに、伊波普猷『浄土真宗沖繩開教前史―仲尾次政隆と其背景』⁽⁴⁾、島尻勝太郎『近世沖繩の社会と宗教』⁽⁵⁾、知名定寛『沖繩宗教史の研究』⁽⁶⁾などがある。

明治十年(一八七七)に発生した第三次法難事件については、東恩納寛惇『尚泰侯実録』⁽⁷⁾(以下、東恩納『実録』と略称する)、玉代勢法雲『真宗法難史』⁽⁸⁾(以下、玉代勢『法難史』と略称する)、琉球政府編『沖繩県史』第十二卷⁽⁹⁾(以下、『県史』と略称する)、『史料稿本(尚泰関係史料)』⁽¹⁰⁾(以下、『市史』と略称する)などがあり、先行研究として、菊山正明「琉球処分における裁判権接収問題と真宗法難事件」、山口輝臣「信教自由」と「国禁」―琉球藩・浄土真宗・内務省―⁽¹²⁾などがある。

なかでも、玉代勢『法難史』は、前出の東恩納『実録』などの資料を参照しただけでなく、当時存命であった田原法水の体験や伝聞に基づいて書かれたものと思われ、本件の一連の経緯について詳述したものである。とくに田原の生い立ちから布教にいたるまでの経緯、琉球における活動について詳述しているのみならず、前出の資料には見られない資料を収録しており、のちの研究の基礎となっている。

しかし、田原の事蹟や引用した資料については、何に拠ったのか明示されておらず、出張所による事件への介入をはじめとして、事件の詳細については必ずしも言及していない。

そして、前出の『県史』や『市史』などに収録する資料も一部にとどまっており、全体を網羅しておらず、本件の詳細については不明な点が多い。

この法難事件について、金城正篤『琉球処分論』¹³では、「この事件は、藩庁独自の最後の司法権行使となり、かつ、それがくつがえされたことにおいて、「琉球処分」のゆくえを暗示する事件でもあった」、「琉球処分」は、近代沖縄の開幕を告げる大きな政治的事件であった。真宗法難は、まさにこの「琉球処分」という台風の眼の中でおこった事件である」と述べている。

しかしながら、前述の通り法難事件に関する資料・研究とも不十分であり、「琉球処分」に関する研究において注目されることは殆どないのが実情である。

一方、真宗史側からの研究も少なく、維新期の東本願寺について述べた、奈良本辰也・百瀬明治『明治維新の東本願寺 日本最大の民衆宗教はいかに激動の時代を生きぬいたか 嵐のなかの法城物語』¹⁴では全く触れられておらず、柏原祐泉編『真宗史料集成第十一卷 維新期の真宗』¹⁵の解説にわずかに言及があるものの、前出の玉代勢『法難史』のほかに琉球布教を詳述したものはないのが実情である。琉球布教と同じく明治初年に行われた、北海道（明治三年）・鹿児島（明治九年）・清国（同）・朝鮮（明治十年）布教については、それぞれ記念誌が刊行され研究が進められているのとは比べると、不十分であると言わざるを得ない。¹⁶

筆者はこれまで数度に互って、小栗が住職をつとめた善教寺（大分県佐伯市）において資料調査を実施し、研究を進めてきた。¹⁷

本稿では、先行研究や資料のほか、善教寺に所蔵する「田原法水略歴」、「琉球日記」、「琉球応接綴

込」、「琉球出張 対辨筆記 秘密実録」等を用いて、真宗法難事件について検討する。

第一章 琉球布教前史

一 幕末維新期の東本願寺

本節では、はじめに幕末維新期の東本願寺について述べておきたい。⁽¹⁸⁾

幕末維新期、東本願寺にとって重要な対策の一つに、キリスト教対策があった。長崎をはじめとする開港地に、東西本願寺の僧侶が課者として派遣され、外国人宣教師と接触してキリスト教関連の情報収集につとめる一方、多くの排耶書が執筆された。

当時、小栗は課者の監督にあたっており、彼らの報告を本山に提出していた。明治六年（一八六三）に長崎中教院に勤務しているが、遅くともこの時期には田原と面識を得ている。

この長崎中教院は、元来僧侶の資格審査を実施する機関として設置されたものだが、小栗の従来の活動と、当時の田原に課せられた任務が、「外教豫防」⁽¹⁹⁾であったことから鑑みて、キリスト教の監視活動にあたっていたとみて間違いない。

維新後、東本願寺は本山改革や欧洲⁽²⁰⁾において宗教事情視察などを行っているが、当時、宗門内で活躍した彼等の多くは、香山院龍温の門下であった。また、当時の真宗僧には咸宜園出身者も多く、琉

琉球布教を行った田原法水や、朝鮮布教を行った奥村圓心などがいた。そして、小栗憲一やその兄で中国布教を行った小栗栖香頂のように、香山院門下・咸宜園双方の出身である真宗僧も少なくなかった。⁽²¹⁾ 江戸期を通じて幕府と関係の深かった東本願寺は、明治維新により幕府という後ろ楯を失い、新たに明治新政府との関係を構築することが重要な課題となった。

東本願寺は江藤新平・三條実美等との関係を構築したが、彼等が征韓論（明治六年の政変）により失脚したため、新たな後ろ楯となったのは大久保利通であった。⁽²²⁾

大久保が内務卿であった期間（明治七年十一月二十八日～十一年五月十四日）に、東本願寺は琉球（明治九年五月）・清国（同年八月）・鹿児島（同年九月）・朝鮮（明治十年十月）で布教を開始しているが、大久保は禁教であった鹿児島への真宗布教を推進したほか、朝鮮布教にあたっては激励の言葉を与えている。⁽²⁴⁾ とくに、大久保は内務卿として琉球に対する一連の処分を行うこととなり、この真宗法難事件においても大きな役割を果たしたものと思われる。

二 幕末維新期の琉球

ここで、幕末維新期における琉球と法難事件について見ていきたい。

琉球では、中山王・英祖の時代（十三世紀）に、僧・禅鑑（国籍不明）が那覇に漂着し、のちに極楽寺を建立した。その後、真言宗・禅宗（臨済宗）の寺院が建立されている。⁽²⁵⁾

慶長八年（一六〇三）、浄土宗の僧侶である袋中が那覇に三年間滞在し、のちに『琉球神道記』を著している。

その後、薩摩の影響を受け、真宗を禁止したが、前述の通りひそかに講が組織され信仰が続けられていた。しかし、天保十年（一八三九）に第一次法難事件「知念仁屋持下り事件」が、嘉永六年（一八五三）に第二次真宗法難事件「中山国廿八日講の法難事件」が発生し、仲尾次政隆をはじめとする多くの門徒が捕縛・処罰された。

のちに田原法水とともに琉球布教を行うことになる備瀬知恆は事件発生当時、奄美におり、難を逃れていたのであった。

次に琉球をめぐる状況について見て行きたい。

江戸時代、琉球は清朝に朝貢していたが、実質的に薩摩藩の支配下にある「日清両属」の状態が続いていた。

しかし、明治五年（一八七二）に琉球藩となり、那覇に外務省出張所が設置され、明治七年（一八七四）に出張所は内務省へ移管された。

明治八年（一八七五）、日本政府は松田道之を派遣し、清朝への隔年朝貢・慶賀使・冊封使および福州琉球館の廃止などを口達し、藩庁に対して対清関係の断絶を命じたが、これを知った清国政府との間で琉球の帰属が争われることとなった。

明治九年（一八七六）五月、東本願寺は田原を琉球に派遣し布教を開始しているが、同月には熊本鎮台から第一分隊の派遣が通知され、兵營の敷地一八六〇二坪が陸軍省出張官吏に引き渡された。また、同月十七日に太政官達により藩庁が有していた裁判権は接収され出張所へと移管され、藩庁は警察権の一部を有するのみとなった。²⁶そして、八月一日から出張所によって裁判事務が開始された。

第二章 琉球布教の開始

一 田原法水らの派遣

明治六年（一八七三）二月、田原法水は教導職十四級試補となり長崎中教院に出頭を命ぜられた。当時、長崎中教院の責任者となっていたのは小栗憲一であった。同年七月、田原は「外教豫防ノ命ヲ帯ビテ、長崎県西彼杵郡三重村正林寺並ニ神浦村光照寺ノ間ニ、約三年間駐在布教ヲナシツ、アリシガ、其目的ヲ達シ難キヲ見テ、同志武宮觀源（今ハ現真※長崎）、自見凌雲（※大分寒田西福寺衆徒）、清原競秀（※筑後三井郡三沢光明寺）ト謀リ、琉球開教ノ視察ヲ企テ」たのであった。

彼らは「陸軍琉球分遣隊」少佐、和田勇馬（旧大村藩士）が鹿児島にいと聞き、和田の親戚である楠本正七の添書を得て、明治九年（一八七六）四月十八日に長崎・三重村を出発した。五月八日、鹿児島に到着し和田少佐に面会し琉球布教の計画を告げると、部下の藤井少尉の同行を確約した。同

二十三日、田原は軍用船・大有丸に乗船し鹿兒島を出発、二十五日に那覇港に到着した。

その後、田原法水は田原里治と変名し、信仰の中心人物であった備瀬知恆と接触し、辻遊郭を中心に秘密裡に布教活動を行い、信者を獲得していった。

七月二十五日、細川千巖・武宮現真の尽力により本山教育課から三十五円が下附され、自見凌雲が那覇に到着した。

十月四日までに信者五十二名を獲得した。状況報告と援助要請のため、田原は同月五日、自見を残して単身鹿兒島へ向かった。鹿兒島で細川千巖に状況報告を行い、十一月十六日に清原競秀を伴って那覇に戻った。

同月から信徒三戸に仏像を安置し、四日・二十五日・二十八日に講を行うこととなり、同月二十八日、はじめて報恩講を実施した。

十二月、琉球布教を本山の事業とするよう再度請願している。

明治十年（一八七七）、西南戦争が発生し送金が途絶えたため、出張所員の小川長秋に借金をした。八月二十二日、ようやく本山教育課からの百五十二円を受領した。

二 法難事件の発生

明治十年（一八七七）十月二十二日、琉球藩庁の平良方ひらほうによって信者が一斉逮捕された。

おりしも、同年五月に東京駐在の藩吏を通じて西本願寺（浄土真宗本願寺派）の琉球布教計画を知った琉球藩庁が警戒を強めていた時期であり、証文を発行して真宗の取締りを強化していたのであった。⁽²⁸⁾

これに対して、田原は十二月、「内務省出張ノ内示モアリテ急速上京シ、本山ニ事情ヲ具申シ其処置ヲ訴フ。十一年一月、山命ニヨリテ御直書ヲ奉戴シ東京ニ到リ、内務卿大久保利通ニ謁ヲ請ヒ、琉球ノ現況ヲ具申」したのであった。⁽³⁰⁾

『朝野新聞』（明治十一年（一八七八）一月四・六・八・十五日）に田原の日記等が掲載され、事件の一連の経緯が報道された。『朝野新聞』の主宰者である成島柳北は、明治初年に浅草本願寺で教師をつとめ、新門主・現如（大谷光瑩）の海外視察に同行するなど東本願寺と近い人物であった。そのため、同紙の論調は東本願寺の布教を後押しするものであった。

明治十一年（一八七八）二月二十七日、藩庁による裁判の結果、信者たちは罰金や島流しなどの刑罰が科せられた。

同月、田原は法主・大谷光勝（厳如）の書翰を携え琉球へ戻り、藩庁と門徒の釈放・布教を巡って交渉を行った。

四月二十九日、藩庁は田原に対し布教を許可しない旨回答し、五月六日には藩庁から大谷光勝宛に布教を禁止する旨の書翰を提出した。⁽³²⁾その後、六月に田原は出張所の許可を得て泉崎に仮説教所を設

置し布教を開始したが、これに対して藩庁は同月十二日に出張所宛に布教禁止の願書を提出している。⁽³³⁾
 その後、七月に東本願寺は小栗を琉球に派遣し、藩庁との折衝を行うことになるが、これに先立って内務大書記官松田道之・大蔵大書記官吉原重俊との会談が行われている。⁽³⁵⁾

この会談の内容は、「琉球応接綴込」(善教寺蔵。以下、「綴込」と略称する)中に収録されており、日本政府の対処方針を知ることが出来る。以下、本文を引用する。

琉球藩信徒処分事件ニ付、松田内務大書(※記)官并ニ吉原大蔵大書記官ニ承合候処、示諭之趣概畧左ノ如シ

松田大書記官ノ説

一 昨年該藩布教ノ儀ニ付、願書へ指令ハ元ヨリ内国視セシ儀ニテ、教法ハ官許ヲ経サレハ叶ハサルヲ(※コトの合字、以下同じ)ニナレハ、却テ教法ノ区域ヲ狭クスル道理故ニ云云ノ指令セシメ也。又信徒ノ儀ニ付、願書へ指令ノ趣意ハ其節信徒ハ拘留中ノヲナレハ、警察権内ニ属シ、元ヨリ該藩ノ適宜ニ任スヘキ事件ユヘ、政府ヨリ彼是指揮スヘキ節ニ無之ナリ。依テ是又云云ト指令セリ。全体先年拙者出張ノ砌、該藩ト約束セシ中ニ、警察ノ権ハ該藩ニモ許可セリ、裁判ノ権ハ政府ニ限ル訳ナリ。

一 此度信徒ヲ流刑又ハ罰金ニ処スルハ、全ク裁判權内ニシテ、政府ニ伺ノ上ナラテハ如此処分
 スルヲ不相成、爾ルニ該藩ニ於テ擅斷セシハ、政府ニ対シ不都合ノ次第ナリ。内務省モ之ヲ知テ
 ハ黙止スヘキ筋ニ無之、依テ其事情ヲ本願寺ヨリ具陳スヘシ。

一 政府ハ其具状ヲ得テ、直ニ該藩出張ノ警察ヘ探偵セシメ、相違ナキ旨ヲ認得而、而後該藩ヘ
 訊問シ、一ハ政府ノ權限ヲ犯セシ段、一ハ該信徒ヲ処分セシヨリ本願寺門末ノ口情ヲ釀ス段申論
 シ、速ニ流刑ヲ宥シ罰金ヲ還サシムヘシ。元ヨリ本願寺ノ申立ヲ取上ルニ非ス。僧分ノ口情ヲ顧
 ルニ非スト雖モ、其門末ハ即一様ノ人民故ニ、其口情ハ政府モ黙止スヘカラス。依テ政府ニ於テ
 ハ毫モ宗教上ニ関セサル筋合ナレトモ、処分ノ原因ヲ論スレハ宗教ヨリ起レルヲナレハ、自然ニ
 宗教ニ論及スヘシ。

一 前具陳書サヘ内務ヘ差出セハ、強ニ別段派遣ニハ不及ニ似タレトモ、此具状ハ本願寺カ原告
 トナルヘキ筋ニモ非ス。且ツ探偵書面ヲ以テ差出スヤフニ見ヘテハ不可ナリ。依テ本山ヨリカ
 様々ノ事件ニナリユキ無拠派遣セシムルノ所以ヲ具状スルヲ可トス。然ル時ハ本山ハ派遣ニ
 付、具状ノ姿ニナリ、原告又ハ探偵ラシク見ヘス、官ニ於テハ其具状ニテ初テ該藩ニ政權ヲ犯セ
 シ罪アルヲ發見セル姿ナリテ大ニ順序ヲ得ルナリ。尚又派遣セハ後日必ス教法ノ為ナルヲ多カル
 ヘシ。

一 応接ノ為メ出張ストモ、該藩必スハキトシタル答弁ハアルマシ。実ハ彼ヨリ激烈ノ答弁アレ

ハ、却テ面白キヲニモ及フヘケレトモ、彼ハ実ハ柔弱卑屈曖昧模稜ヲ以テ守礼ノ国体ト自許セシ風儀ナリ。先年、拙者モ百日間毎日ノ往復ナレトモ、毫モ彼ハ神經感セル振ニテ困却千万ナリ。依テ此度ハ我ヨリ十分ニ申度キヲ言ヒ、書面ニモ認メテ応接スヘシ。強テ彼答弁ヲ要セス、速ニ帰ルカ勝ナリ。

一 該藩応接ノ砌、内務出張所ヘ取次杯ヲ依頼スルハ不可ナリ。何トナレハ該藩益嫌疑ヲ生シ、官ト本願寺ト合体セルヤフニ誤認スヘシ。且教法ハ全ク政治ト各別ナルモノナレハ、其辺ヲモ該藩ニ申聞ケ。直ニ応接セハ却テ彼意底モ解ルヲアルヘシ。

已上

吉原大書記官ノ説

一 宗内人民口上アルヲ以テ該藩ニ応接スルハ、僧侶ヨリ申立ノ趣意ニハ可ナレトモ、官ヨリ之ヲ口実トスルハ不可ナリ。何トナレハ現今、耶蘇教未タ公許ナキニ付、外国人民口情アルト同一般ノコユヘ、強テ該藩ヘモ応接ノ口実トハ為サルヲ可トス。

一 該藩庁ニ於テ真宗ヲ忌ムハ薩藩昔日ト同一般ナレハ、其実未タ宗教ノ何物タルヲ不知ヨリ起レリ。依テ該藩出張ノ上ハ宗教ヲ懇説セハ、自然ニ開教根基トナルヘシ。飽マテ宗教ヲ心得タル者出張スヘキナリ。

此他ハ大畧松田氏ト同案ナリ。

つまり、藩庁が信徒を拘留しているのは警察権（捜査権）に属することであり、日本政府（内務省）が取扱える問題ではない。藩庁には警察権の行使は認められているが、裁判権（司法権）は日本政府に属するもので、藩庁の裁判権行使は政府として見過ごせないもので、東本願寺側からこの旨を申し出ること。政府は東本願寺からの申し出を受けて、出張所の警察に調査させ、藩庁が裁判権を行使したことが間違いないと確認された後に、藩庁へ政府の権限を犯したこと、すなわち門徒を処罰したことについて東本願寺側からの申し出を述べ、信徒を釈放し罰金を返還させる。具陳書さえ出せば、別に琉球へ人員を派遣する必要はないが、東本願寺が原告となるようなものであつてはいけない。東本願寺が琉球に人員を派遣したことにより、政府は初めて藩庁が違法行為を行っていたことを発見したような形をとるのが良い。東本願寺と藩庁との交渉を出張所に依頼すると、政府と東本願寺が通じているような疑いを持たれるので避けること、といった点について述べている。

そして、重要な点として、政府がキリスト教を公認していない現時点⁽³⁶⁾においては、外国からの干渉を避けるためにも、宗教上の理由（信教自由）で政府が介入・取締を行うことは適切でない。といった旨を述べている。

このように、政府としては、諸外国への配慮から信教の自由については触れず、裁判権の侵害を問

題視し、東本願寺からの訴えをもとに藩庁を追求することになったのであった。

「綴込」には、小栗により作成されたとみられる琉球藩との会談方針である「琉球藩庁江応接見込按」(第一―三着)が収録されており、第三着には本山重役の承認印がある⁽³⁷⁾。その後、七月に小栗自身が琉球に出張し、藩庁との交渉にあたることになる。

第三章 琉球における小栗憲一

一 小栗憲一の派遣

七月、小栗憲一は膠着した状況を打開するため琉球に派遣され、田原に替わって藩庁との折衝にあたることとなった。以下、小栗が著した「琉球日記」(三島秀亮浄写、善教寺蔵。以下「日記」と略称する)をもとに見ていきたい。

七月十九日、小栗は三島秀亮とともに那覇に到着した。翌二十日、内務省出張所内警察署に「御届」を提出し、その後は内務省出張所長の木梨精一郎や、同所員の川崎弼(内務四等属兼判事補)、伊藤忠雄(内務五等属兼判事補)を訪問し、琉球出張の事情を告げている。

二十四日、小栗は藩庁宛に二十五日に面会したい旨の書翰(甲・第一号)⁽³⁸⁾を送っている。これに対して、藩庁側は多忙のため延引したい旨、書翰(乙・第一号回答)で回答した。小栗は書翰提出後お

よび藩庁からの回答受領後に出張所を訪問し、木梨や出張所員と対策について話し合ったのである。

二十五日、小栗は藩庁に対し、書翰（丙）をもって再度面会を申込む。その後、藩庁より再度延引したい旨の書翰（丁）にて回答があった。なお、小栗は同日、識名で開催された宴会（出張所官吏の送別会）に参加している。

二十六日、これに対して小栗は書翰（戊）をもって藩庁へ再度面会したい旨述べている。その後、藩庁より書面にて回答があり、八月二日に面会することとなった。

同日、小栗は本山の寺務所長であった篠原順明に宛てた書翰の中で、藩庁の対応に対する不満や、木梨や出張所員から理解と支持を得た旨について記している。³⁹

去ル十五日午前八時、鹿兒島発錨、廿日夜十二時当地着仕、直ニ上陸。那覇湧田村山城筑登之方へ罷越、翌廿一日、内務出張所へ届出、木梨少書記官江事情申入候処、同人儀モ大ニ相喜、協力シテ該藩ノ旧弊一洗致度旨申出、尚伊藤忠雄へモ内談致シ、去ル廿四日甲印之通藩庁へ照会候処、乙印之通回答ニ付、尚又木梨へモ内談致シ、丙印之通再応照会致候処、丁印之通回答ニ付、本日戊印之通照会致置候得共、今以来答無之、実ニ因循トヤ云ン頑固トヤ云ン、所謂柔能剛ヲ制スルノ国風ニテ困却仕候。所詮暫時ノ逗留ニテハ果敢々々敷コトハ相運申間敷、就テハ出庁ノ上、断然応接致シ、其上尚因循候ハ、不得已公裁ヲ仰候外無之旨、木梨へ内談候処、同人モ至

極好機會ナリ、何卒右等ノ機會ヲ以藩政ヲ改革致度候旨申聞候。此他、警部巡查ニ至ル迄、切齒シテ藩政ノ旧弊ヲ慨歎シ、速ニ改革アルヲ庶幾候央ニテ、拙者ノ出張ヲ聞、一同応接ヲ相待候勢ニ有之、尤一日ニ警部輩ハ両三名ツ、来リテ、一ハ説教場保護ノ為、一ハ田原法水ノ土語ヲ善スルヲ慕ヒ来ル姿ニ相見候。尚又、説教場ノ儀モ毎月定日ニハ鹿児島ヨリ寄留人共参集致シ、殊勝ニ聞法仕候。尚、別紙応接見込一編ハ信徒処分接ノ儀ハ別ニ見込相認候心得ニ候也。木梨ハ内見ノ為メ、相認メ候御一見被成下度、着港且今日迄ノ事情御届申上度如斯候也。

当地ノ炎熱、昼夜平均シテ八十七、八度ニ有之、正午ハ時々涼風アレトモ、夕景ヨリハ更ニ寸風モ無之、殆ト氣息喘々御諒察被下度、此段申上候也。

十一年七月廿六日 在琉球藩 四級出仕 小栗憲一

寺務所長

少教正篠原順明殿

その後、「日記」によると、二十九日には「木梨宅訪問「縷々説アリ」とあり、三十日および八月一日に末広直哉警部補が、三十一日に原上肇警部が小栗を来訪しているほか、会談前日の八月一日には小栗が木梨を訪問しており、藩庁との会談をいかに行うべきか、小栗と出張所員との間で対策が話し合われていたものと思われる。

二 琉球藩庁との会談

八月二日、東本願寺と琉球藩庁との交渉が首里城内で行われた。

「日記」によると、東本願寺から小栗・田原・三島が、藩庁から親里（伊舍堂盛英）・阿波根・摩文仁の各筑登之が同席し、会談では、①書面上云云之件、②贈品返戻之件、③信徒処分寛大之件、の三点について話し合われた。

この会談において小栗は、「琉球布教の儀は去る明治九年中、支那朝鮮布教に際し内国の近きを措いて外国の遠きを先にすべき道理なしといふ議論より之れを元教部省へ届出て田原法水等を派遣せりなり」と述べ、内務省から「布教の儀は官許を受けるに及ばざる筋と可相心得事」との指令があり、布教に関しては官許を受ける必要がないこと、旧薩摩すなわち鹿児島ではすでに真宗を解禁済であること、門徒への刑罰は他の刑罰と比較して苛酷であることを主張した。これに対して藩庁は、「当藩内地と異なり、人民殊に頑固にして、内地の如く開けざる故宗旨二派になりては相互に紛議を生ずる故に御断り申せり」と述べたほか、門徒の処罰は法律に基づいており適正であるなどと主張した⁽⁴⁾。

帰宅後、小栗は藩庁宛に門徒の釈放を求める旨の書面を出している⁽⁴⁾。しかし、藩庁からの回答はなく、八月四日に小栗は回答を督促する旨の書翰を出している。

翌五日、藩庁からの回答があったが、信徒の釈放は出来ないというものであり、藩庁から管長・大

谷光勝宛の書翰を同封したのであった。⁽⁴²⁾

同日、小栗は藩庁宛に前述の回答に反駁する旨の書翰⁽⁴³⁾と、琉球における布教規則である「説教条規」十一款、「説教規則」六条および「条約案」を提出している。⁽⁴⁴⁾

この「説教条規」第一款に「王法為本ノ宗規ヲ以テ藩王ノ制令ヲ遵守セシムヘキコト」とあるが、すでに小栗は八月二日の対談で藩庁に対して、「真宗は二諦相資の宗義にして王法為本を主張する故支那にありては支那の王法を本とし、日本に在ては日本の王法を本とす、豈琉球の藩政を妨げんや」⁽⁴⁵⁾と述べている。つまり、東本願寺は真宗の教義である「王法為本」に基づいて、琉球藩王が定めた法令を遵守するとして、内地とは異なる解釈を用いて布教を進めていく点について明文化したのであった。

八月六日、小栗は藩庁に対して書翰を送り、⁽⁴⁶⁾その後も引き続き書面による交渉が続けたが、藩庁は従来通り回答の延引を行うとともに、両者とも従来通りの主張を述べるにとどまった。

三 内務省出張所の方針転換

八月二十日、東本願寺は藩庁が小栗に宛てた書面の中で同人を誹謗する旨の記述があったとして、出張所長・木梨に対して、琉球藩王・尚泰を告訴したのであった。

以下、「日記」より訴状を引用する。

无実之誹謗ヲ受候儀ニ付訴

琉球那覇湧田村山城筑登之方寄留

真宗東派本願寺出張

大分県平民

原告人 権少講義 田原法水

原告人 同前 大分県平民

教導職試補 自見凌雲

被告人 琉球藩王 尚泰

右原告人、田原法水、自見凌雲、申上候。私共儀、去ル明治九年十月、元教部省江届濟ノ上、当藩江出張布教仕、人民各自ノ望ニ応シ適宜教諭仕候処、当藩真宗禁止ノ儀ハ元ヨリ承知不仕、且ツ藩庁ヨリ御達モ無之（※欄外冒頭朱筆 別紙ハ一葉前ニ在リ。写相添ユ）候。然処、今般藩庁ヨリ別紙写ノ通り、小栗憲一へ来書中、私共陰謀云云ノ文言相見へ、右ハ全ク私共惡名ヲ加へ、誹謗候儀ニ有之、右書面本江山相廻リ本宗教会公布相成候テハ、私共陰謀ノ惡名ヲ蒙リ、終身ノ

名誉ニ関シ教導ノ職分不相立儀ニ付、右无実誹謗ノ悪名刪除致度、此段御裁判被下度奉願候也。

右

自見凌雲

右

明治十一年八月廿日 田原法水

内務省御出張所長

内務少書記官木梨精一郎殿

「日記」によると、同日午後に木梨は小栗を出頭させ、以下のように述べている。

是迄布教之儀、且信徒処分之儀、御応接之次第追々承り、已ニ昨十九日藩庁へ回答中ニハ実ニ不可許事件も有之、近日中拙者共、面前ニテ藩庁委員ト貴殿^{小栗也}ト対弁ノ上ハ、何トカ出張所ヨリ応接致ス心得ニ有之、然ルニ本日赤龍丸入港、太政府ハ拙者江達書到来、即右信徒処分ノ件ニ説教ノ件共、御委任相成特権許可相成候事ニ有之。右ハ先般已来、政府江上申致置候儀ニテ、本願寺ハ応接スル^{マツ}中央政府黙止致候而ハ、出張役員ハ義務ヲ欠キ徒爾ニ属シ候儀ニ相成、却テ僧侶ノ

義務ヲ尽ニ^マ不及段、慨嘆致居候事ナリ。然ルニ此特權付与セラレ候已上ハ、明後日ヨリ藩王ヲ
 糺明シ、太政府ヘ伺ヲ經スシテ処分セシ罪ヲ問ヒ、其次ニ流刑等ヲ呼返サセ、其次ニ公然説教ノ
 儀ヲ布達セシムル順序ニ有之。尚、貴殿対弁ノ義ハ、昨日内談ノ通り書面ヲ以テ出張所江願出ヘ
 シ。是モ拙者ノ都合ニヨリ出席スヘシ。然ル時ハ政府ニ於テ右対弁ノ廉々大ニ心得ニ相成候事アル
 ヘシ。(以下略)

従来、日本政府の態度として、東本願寺が政府・出張所に対して調停を依頼することは、政府と東
 本願寺が通じているように思われるため不可能としてきた。だが、このたび木梨は政府から本件を解
 決する権限を委任されたので、東本願寺が出張所に調停を依頼する形式をとり、これに応じて出張所
 が設定した会談の場で、藩庁による信徒の処分を出張所が直接譴責することとなったのである。

このため、東本願寺は同日、出張所に対して書面を通じて調停を依頼するとともに、藩庁に対しても
 出張所に調停を依頼した旨、書面を通じて通知した。⁽⁴⁷⁾

東本願寺が出張所長・木梨に対して調停を依頼した書面は以下の通りである。⁽⁴⁸⁾

藩庁対辨ノ儀ニ付願

今般、私共当藩出張之儀ハ別紙御届申上候通、大谷大教正二代リ当藩江質問ノ件々有之、過日

今屢往復仕候処、最初面談之砌ハ言語不通ノ廉有之ニ付、書面ヲ以テ応答可致呉旨ニ付、其儀ニ任セ候処、回答屢延引ニ及ヒ、私共頗ル迷惑不少。尚、藩庁答書中却テ疑端相増候廉有之、然処昨十九日来書中結末ニ幾回辨論被成候共、不相替旨云云、然ル時ハ条理ノ有無ヲ問ハス一切謝絶候様相見、此上贈答モ難相成、去迎此儘疑端ヲ抱キ帰京候テハ、大教正江復命ノ廉不相立儀ニ付、尚左ノ条件、藩庁へ質問仕度候条、何卒御繁用中恐縮之次第ニハ候江共、当御出張所御役員御出坐ノ席ニ於テ藩庁委員ト今一往対辨仕度、此段御願申上候也。

真

十一年八月廿日 権大講義小栗憲一

内務省御出張所長

内務少書記官木梨精一郎殿

一 当藩布教ノ儀ハ、兼テ教部省へ届済。尚、内務省ヨリ布教ノ儀ハ官許ヲ受ルニ及サル筋ト可相心得旨、御指令相成候。然処、当藩ニ於テ本宗禁止候儀ハ、内務省ノ御指令ニ相戻不筋ト被存候条、拙者不服ノ廉ニ御座候。

一 当春已来、本宗信徒数百名、藩庁ヨリ処分相成、右ハ田原法水等ノ言語ヲ以テ藩民ニ聴カシ

メ、口ト耳ト相授受候ヨリ起因候儀ニ付、全ク寄留人ト藩民ト相関渉スル事件ニ被存候ヘハ、御定規ノ通り御取扱可相成筋ト被存候処、藩庁限り取扱候儀ハ、拙者不服ノ廉ニ御座候。

一 藩庁ニ於テ従前本宗禁止ノ儀ニ候ハ、前以テ其旨^{ミツ}大政府ニ可被届置筋ノ処、右届出無之ヨリ、内務省ニ於テモ前陳御指令相成儀ニ可有之左候ヘハ、本宗教会ヨリ巨額ノ金員ヲ費シ教導職ヲ出張為致候儀ハ、全ク当初藩庁ヨリ届出無之ニ起因セリト奉存候。然ルニ今日ニ至リ謂レナク本宗教導ヲ拒絕候儀ハ、拙者不服ノ廉ニ有之候。

一 権少講義田原法水等ハ元教部省ヘ届済ノ上、本宗管長ヨリ申付ニヨリ当藩ヘ出張致シ、其砌未タ説教場ヲ不設候ヘ共、人民各自ノ情願ニ任セ、適宜教諭致シ候儀ニ有之候処、藩庁ヨリ之ヲ目シテ陰謀教諭ト致候儀ハ、同人共ノ名譽ニ関スルハ勿論、本宗教会中如此陰謀者ヲ出張セシメ候筋ニ相当リ、宗門ノ名譽ニモ差響キ候儀ニ付、是亦拙者不服ニ候。

一 当春、藩庁ヨリ大谷大教正宛書面中、当藩ハ素ヨリ儒道ヲ以テ教化ヲ敷キ、規模ヲ立ツト有之。今般、拙者出張実験候処、禪、真言ニ宗ハ判然別立ニ有之、前書面トハ事実相違候条、是又拙者不服ノ廉ニ御座候。

一 藩庁ヨリ拙者宛書面中、真宗ヲ容サルハ宗旨ノ可否ヲ論セサル儀云云、然処現ニ護国寺、観音堂等ヘハ人民自由ニ参詣ヲ許シ、本宗説教場ニハ之ヲ禁スルハ頗ル事実相違ノ廉ニ有之、是又拙者不服ノ廉ニ有之。

本月五日六日兩度、書面ヲ以御照会申置候件々、昨十九日御來答之趣致承知候。就テハ拙者疑端之廉釈了致兼候儀モ有之候間、更ニ書面ヲ以テ御尋問申上度候得共、是迄毎度御回答延引ニ相成、頗ル迷惑仕候条、当内務出張所へ願出、同所役員出席ノ坐前ニ於テ今一応御応接申上、篤ト御辨解ニ預リ度節、其旨該出張所江願上置候。尚、日限ノ儀ハ同所ヨリ御通知可申答ニ候条、此段申上置候也。

真

十一年八月廿日 権大講義小栗憲一

藩庁宛

翌二十一日、出張所は東本願寺および藩庁に対し、明二十二日午後七時三十分までに出張所へ出頭を命じたのであった。⁽⁴⁹⁾

四 内務省出張所における対弁

八月二十二日、午前七時、東本願寺および藩庁の関係者は出張所に出頭し、両者の対弁が行われた。

「日記」によると、対弁は午前七時に開始され、十一時に昼食のため中断し、午後十二時から四時まで行われた。その後、午後五時から六時まで推問が行われ終了した。

この対弁を記録した、「琉球出張 対辨筆記 秘密実録」（善教寺蔵。以下、「対辨筆記」と略称する）の冒頭に、以下のようにある。

対辨記畧

十一年八月廿二日、午前七時ヨリ午後四時迄、内務出張所ニ於テ藩庁委員三名ト対弁ス。警部 両名臨鑒、木梨少書記官已下属官悉皆傍聴。

（※欄外冒頭 ○警部曰、本日、小栗憲一ノ願ニ依リ、当所ニ於テ対弁セシム。拙者共、行政警察ノ職分ヲ以テ臨鑒スルナリ。左様心得ラレヨ）

小栗 信徒処分苛酷ト否トノ義ハ、我教会ト藩庁ト見込天淵ナレハ、今更ニ喋々セス。之ヲ新聞等ニ公掲シテ決ヲ輿論ニトル義ハ、先般御照会申出ツナリ。右公務ハ不苦サルカ。

親里 曰、不苦ナリ。教法ニ起因スルヲナレハ、律条ニモナク当藩限りノ国禁ユヘニ、太政府ニモ関係ナキナリ。

警部 信徒処分トハ何ノ事ナリヤ。

小栗 備ニ当春已来ノ事件ヲ述フ。

警部 宗旨ノ義ハ元ヨリ太政府ノ関スル処ニ非ス。但シ処分セシトハ藩王ノ私擅ナリヤ。

親里 イカニモ藩庁カキリ処分セシユヘ、太政府ヘ対シテハ即私ニ処分セシニ相違ナシ。

警部 処分苛酷ト小栗申サル、カラハ事実ヲ取乱スヘシ。又、藩王私ニ処分セシ上カラハ別段達シ方モアルヘシ。左様心得ラレヨ。

このように、出張所の警部は行政警察の職分として、双方の意見を聴取することになったが、会談冒頭に出張所から藩庁に対し、裁判権の行使について詰問があったのである。その後、東本願寺・藩庁双方の意見陳述が行われたが、従来と同じ主張を繰り返すにとどまった。

午後四時三十分、席を改めて小栗が原告となり、再び対弁が行われた。その席上において出張所の警部は司法警察の立場として、藩庁は日本政府の司法権を侵害したと述べ、藩庁に対して始末書の提出を命じた。以下、「対辨筆記」を引用する。

警部曰 先刻、小栗ト対弁ノ席ニ臨鑒スルハ、行政警察ノ廉ナリ。今端ヲ改テ推問スルハ、司法警察ノ廉ナリ。左様御心得アレ。小栗ト田原トハ原告ノ座ニ就テ、自然推察間中前刻対弁ノ語意ト相違スルヲアラハ、直ニ申出スヘシ。

警部 親里等三名ニ向ヒ口上。

前刻対弁中、国権ニ触レル廉々アリ。今推問スヘシ。臨鑒ノ警察ニ於テ聞捨カタキ廉アリ。依テ司法警察ニ於テ、推問スルヲナリ。（※欄外冒頭 左様心得ラレヨ）先、小栗ヨリ申出タル信徒処分ノ件ハイカナル事実ナリヤ。

親里 古来、当藩制禁スル所ノ宗旨ヲ信スル者、流罪、罰金申付、即備瀬親雲上ハ八重山島ヘ十年ノ流罪申付、五、六名ハ久米島江四年ノ流罪申付、外三百四、五十名ハ罰金一厘錢二千枚已下ヲ課出セシメタリ。此中、備瀬ハ船中難風ニ逢ヒ破船シテ死セリ。其節同乗死スル者兩人アリ。

警部 右ハ前刻小栗対辨中ニ聞置通り、寄留民ト藩民ト関渉セル事件ト承知シ乍ラ、藩主私擅処分セシハイカナル心得ナリヤ。且ツ明治九年五月、大政官ハ藩王ヘ達書中、藩内民刑両事藩庁コレヲ鞠訊シ司法ニ求刑ス云云ノ朝旨ハ、イカ、心得ルソヤ。

親里 右私擅ノ段ハ、実ニ恐レ入リマシタナリ。

警部 爾ラハ、右両条恐入ノ書面ヲ藩王ヨリ差出スヘシ。藩王御病中ニ付、代理主務ノ三司官ニ於テ捺印申呈スヘシ。

親里 謹承リマシタ。左様ニ申聞ケマセヨウ。

警部 右藩王ノ書面并ニ信徒処分一件ノ書類、正副三通ヲ添へ、来ル二十四日午前第十時迄、出張所江差出サレヨ。

親里 謹テ承リマシタ。

警部 爾ラハ、明後廿四日迄ニ、右書面ヲ差出スニ相違ナシト云一札ヲ認め、貴所三名捺印シテ差出置レヨ。

親里 畏リマシタ。シカシ、印形持参致シマセヌ。イカ、。

警部 拇印シテ不苦。

親里 即紙ヲ求メ、右請書ヲ認め阿波欣^マト三名、拇印シテ差出シタリ。

警部 慥ニ落手セリ。然ラハ、明後日ハ相違ナキト信タリ。尚達スル事件アリ。シハラク別席ニテ待タレヨ。

親里 諾シテ退席セリ。

八月二十四日、藩庁は出張所に対して始末書⁽⁵⁰⁾を提出し謝罪した。

翌二十五日、小栗は藩庁から「藩王殿ヨリ大谷大教正へ御返礼」として、布地・焼酎などを受取っている。⁽⁵¹⁾ 八月二十八日には、書面中の「陰謀云々」という文言は山城筑登之による誤写であったとして、取替えたいとする旨の書翰を受取り、翌八月二十九日には木梨に対して和解を行う旨を述べている。⁽⁵²⁾

この会談について、東恩納『実録』に、「八月廿二日、藩吏と布教委員と内務省出張所に於て対決したる結果、田原等が藩令を屈り隠密に布教したるは責む可しと雖、又藩庁か信教自由の大政官令に

背き、恣に門徒を処罰したるは、違法たりと云ふに決し、左の始末書を徴せられたり」とあるが、金城正篤⁽⁵³⁾・菊山正明⁽⁵⁴⁾・山口輝臣⁽⁵⁵⁾の各氏が指摘している通り、出張所は藩庁による裁判権の行使を問題視したのであり、信教自由については何ら言及していない。また、善教寺に所蔵する「日記」、「対辨筆記」等の資料や、『県史』、『市史』中にも、信教の自由について触れた形跡はない。

小栗が琉球出張を行う前に開催された政府要人との会談では、政府は信教の自由については触れず、藩庁が裁判権を行使したこと自体を問題視する旨を述べているが、この事前の決定にしたがってこの対弁も進められたのであった。

なお、「対辨筆記」では、木梨が小栗に対して本件について、これまで琉球で発生した四大事件であり、本件は裁判権が政府に属することを明確化することができた「好機会」であった、と以下のよう述べている。

(※八月) 廿七日 木梨曰、此度ハ実ニ琉球ニ於テハ一大事件ニシテ、(※欄外冒頭 過日貴君渡海已来、藩庁総掛リニテ昼夜赤心セリ)。先年、佛国軍艦ノ応接、其後、松田大丞ノ応接、其次ニ、拙者ノ応接、今度、本願寺ノ応接ハ、第四ノ大事件ナリ。大教正ノ信徒ヲ愛恤シ、宗門ノ義務ヲ重ンスルハ感スルニ餘リアル^国ニシテ、当藩是迄裁判権ヲ私用シ、当内務出張所ニ於テモ、未タ裁判権ヲ振起スルノ機会ナキ処、此度貴君ノ応接ヲ好機会トシテ、警部ヲシテ云云ヲ達セシムル

ナリ。(※欄外冒頭 実ニ朝廷ニ対シ奉リ、賀スヘキ美事ト云ヘシ)。不日、彼対弁ノ趣ヲ以テ追々推問ヲ遂ケ、両属ノ名義ヲ取消滅シ、藩王ヲ改メ知事ト致ス⁵⁶モ遠キニ非ルヘシ。又曰、今般藩王進退伺ヲ差出ス故ニ、一往大政官⁵⁷ニ御指揮ヲ受ケ、而後藩ノ官員ヲ罰シ、而後信徒ノ流刑ヲ免シ、罰金ヲ返却セシメ、而後教法自由ノ儀ヲ達スヘシ。此順序アル故ニ、三、四十日ノ後ナラテハ、説教ノ公開ニハ至ルマシク、何分一ヶ月一度ノ便船ユヘニ、急ニ埒明兼子ル⁵⁸也。

五 琉球処分後の布教活動

八月二十九日、小栗と三島は乗船し、九月十一日に京都へと戻った。⁵⁶

その後、十月二十五日に内務卿・伊藤博文から琉球藩庁に対して処分命令が下った。⁵⁷

翌明治十二年(一八七九)三月、松田道之は琉球処分を通達し、四月四日、琉球藩は廃止され新たに沖縄県が設置された。

同月、田原を残してその他の僧侶は内地へと引揚げた。

その後、明治十七年(一八八四)には説教場が設置され、明治二十二年(一八八九)には琉球別院となった。明治二十五年(一八九二)には琉球別院を廃止して、これを一般末寺に編入し真教寺となり、翌明治二十六年(一八九三)に田原は同寺第一世住職となった。

このほか、田原は明治十四年（一八八二）十二月に沖繩監獄説教許可を受け、監獄での説教を開始した。明治二十一年（一八八八）には垣花監獄教誨師となり、明治四十四年（一九一〇）には出獄人保護事業沖繩自営会を設立した。同年、村上専精が沖繩を訪問した際、有志によって田原の功績を顕彰した記念碑を設立しようという機運が高まり、大正元年（一九一二）に石碑が建立され、翌大正二年（一九一三）秋に撰文がなされ「田原法水紀功碑」⁵⁸が完成した。

このように、田原は監獄の教誨師や出獄者の保護事業に尽力したとして、大正十一年（一九二二）に司法大臣から免囚保護事業功労者として金杯および賞状を下賜され、沖繩自営会も大正十二年（一九二三）以来、毎年宮内省奨励金を下賜されるようになった。昭和二年（一九二七）二月十五日、田原法水は八十五歳で歿した。

その後、昭和十九年（一九四四）十月十日の十・十空襲により寺院は全焼し、戦後は境内が米軍に接収され倉庫が建設された。その後、本土復帰時に返還され、昭和五十年（一九七五）四月に本堂が再建され今日に至っている。⁵⁹

おわりに

以上、本稿では善教寺所蔵の資料をもとに、真宗法難事件について検討してきたが、以下の点につ

いて明らかにできたと考えている。

従来、本件についての先行研究や資料は少なく、不明点が多かったとされる本件であるが、善教寺に所蔵する「日記」、「略歴」、「綴込」、「対辨筆記」などの資料を見ていくことにより、琉球布教にいたるまでの経緯、東本願寺と内務省・出張所との会談、東本願寺と藩庁との書面による折衝など、法難事件の詳細について明らかにできた。

次に、本件では当初、主な争点となったのは、藩庁による信教自由および司法権の侵害、の二点であった。

この点について、東本願寺は小栗憲一を琉球に派遣し、藩庁と折衝することとなったが、派遣前すでに東本願寺と日本政府要人（松田道之・吉原重俊）との間で事前協議が行われ、信教の自由について議論することは対キリスト教の関係上困難であるため、司法権の侵害を論点とすることとなった。

そして、この会談をもとに小栗は藩庁との折衝案を作成し、本山の同意を得て琉球へと向かった。

那覇到着後も木梨をはじめとする出張所員と頻繁に接触し、藩庁の回答について報告するとともに対策が話し合われ、これをもとに小栗は引き続き藩庁と折衝にあたったのであった。

八月二十二日、出張所で行われた対弁は、政府から権限を委任された木梨が、東本願寺の依頼によって行われた形式をとった。当初の予定通り、司法権を侵害したことを譴責するものであり、これにより藩庁は出張所に対して始末書を提出した。政府にとってこの法難事件は、当時必ずしも明確ではな

かった琉球藩内における司法権が日本政府に属することが確認された「好機会」であった。

一方、東本願寺は琉球で布教を行う際、「説教条規」などを作成し、真宗の教義である「王法為本」について、内地とは異なる解釈を用いて布教活動を進めて行こうとした点は注目に値する。

明治三十一年（一八九八）、小栗は連枝とともに韓国を訪問し、皇帝と面会している。この時、小栗は「真宗ハ王法為本ノ宗義ナレバ韓帝及ビ皇太子ノ尊牌ヲ別院ニ安置スルコト」⁽⁶⁾などを奏上し、朝鮮布教においては設置する尊牌を、天皇ではなく韓国皇帝としているが、これは小栗の琉球での経験を参考に行われたものだと思われる。

明治三十年代、小栗は本山議制局長をつとめ宗務に関与するとともに、内地雑居反対を唱えるなど、引き続きキリスト教対策に従事したのであった。

沖縄では、明治三十年代に西本願寺が、大正期になると日蓮宗や曹洞宗や他宗派も布教を開始している。しかし、日本本土とは異なり檀家制度がなく、民間において仏教の影響が少ないという歴史的背景を持つ沖縄においては、同じく禁教地域であった鹿児島や、明治初期に布教を行った北海道などと比べると、今なお布教活動は順調に進んでいる⁽⁶⁾と言えない。

【註】

(1) 薩摩では慶長年間から明治九年（一八七六）まで一向宗（浄土真宗）を禁止していたが、琉球では明治九

年（一八七六）以降もなお禁教を続けていた。

（２） 田原法水は天保十四年（一八四三）十二月十五日、豊後国大野郡井田村字長峰の常満寺前住職欣浄の二男として生まれた。矢田希一が主宰する塾や咸宜園で漢学を、小栗栖香頂や細川千巖に仏学を学んだ。明治九年（一八七六）以降は沖繩布教に従事し、のちに那覇に設置された真教寺第一世住職となり、監獄説教や免囚保護事業にも尽力した。昭和二年（一九二七）歿。

（３） 小栗憲一（一八三四～一九一五）は、元園のち布岳と号した。豊後・妙正寺に生まれ、兄の小栗栖香頂と同じく漢学塾・咸宜園に学ぶ。幕末維新期にかけて、長崎などで教会に課者を潜入させるなどの対キリスト教活動に従事した。維新後は宗名回復運動（明治四年）に参加し、弾正台・監部・宮内省・教部省・大蔵省で勤務したほか、真宗京都中学校校長や善教寺住職をつとめた。明治十一年（一八七八）に琉球を、明治三十一年（一八九八）に韓国を訪れている。著書に、『豊絵詩史』（明治十七年）・『真宗興隆縁起』（明治二十五年）・『小栗栖香頂略伝』（明治四十年）などがある。

（４） 明治聖徳記念学会、大正十五年。

（５） 三一書房、昭和五十五年。

（６） 榕樹社、平成六年。その他、同氏の著書に『琉球仏教史の研究』（平成二十年、榕樹社）がある。

（７） 大正十三年。『明治百年叢書』（原書房、昭和四十六年）および『東恩納寛惇全集』二巻（第一書房、昭和五十三年）に再録する。

- (8) 布哇仏教会、昭和三年。
- (9) 琉球政府、昭和四十一年。
- (10) 那覇市役所市史編集室『那覇市史』資料編第二巻中の四（那覇市役所、昭和四十六年）。
- (11) 琉球大学教育学部『琉球大学教育学部紀要 第一部』第二七巻（昭和五十九年）。その後、本稿は菊山正明『明治国家の形成と司法制度』（御茶の水書房、平成五年）に採録されている。
- (12) 鳥海靖等編『日本立憲政治の形成と変質』（吉川弘文館、平成十七年）。
- (13) 沖縄タイムス社、昭和五十三年、一七一頁。
- (14) 河出書房新社、昭和六十二年。
- (15) 同朋舎出版、昭和五十八年。
- (16) これらの地域における東本願寺の布教活動について、次のような資料がある。
大谷派本願寺朝鮮開教監督部編『朝鮮開教五十年誌』（大谷派本願寺朝鮮開教監督部、昭和二年）。
高西賢正編『東本願寺上海開教六十年史』（東本願寺上海別院、昭和十二年）。
多屋弘編『東本願寺北海道開教史』（真宗大谷派本願寺札幌別院、昭和二十五年）。
真宗大谷派鹿児島教区開教百年史編纂委員会編『開教百年史』（鹿児島教区開教百年史刊行委員会、昭和十五年）。

このほか、東本願寺は明治初年に隠岐や監獄等においても布教活動を開始している。

(17) これまでに、筆者が真宗法難事件について著した論考は次の通りである。

「明治期東本願寺の布教活動―琉球・清国・朝鮮を例として―」（石田肇教授退休記念事業会『石田肇教授退休記念論集 金壺集』、平成二十五年）。

「善教寺蔵・「田原法水略歴」および「田原法水紀功碑」（草稿）について」（国士舘大学経済学研究所『国士舘大学経済学研究紀要』二十六号、平成二十六年）。

「明治期東本願寺の琉球布教について―田原法水・小栗憲一を例として―」（淡窓研究会『淡窓研究会会報』第七号、平成二十六年）。

(18) 本節の詳細については、拙著『東本願寺中国布教の研究』（研文出版、平成二十五年）を参照されたい。

(19) 「田原法水略歴」（註（17）に掲出）。

(20) 東本願寺は当時、寺務所を設置し従来は寺侍によって行われた寺務を僧侶が行うこととした。

(21) 幕末期に咸宜園で学んだ主な真宗僧は以下の通りである。

東本願寺

釈徳令（筑後八女・光善寺、修文館を主宰）・平野五岳（豊後日田・専念寺）・唐川即定（咸宜園塾主、真宗大学教授）・木蘇大夢（美濃）・小栗栖香頂（豊後戸次・妙正寺、中国布教）・小栗憲一（同、真宗中学校長・のち善教寺住職、琉球・朝鮮布教、香頂の弟）・関信三（三河一色・安休寺、猶龍のち安藤劉太郎、白華とともに洋行）・雲英晃耀（同、高倉学寮擬講、関信三の兄）・渡辺徹鑑（三河若林・浄照寺、上海別院

輪番）・伏成（伊豆三島・成真寺、護法場寮長）・奥村圓心（肥前唐津・高德寺、朝鮮・千島布教）、田原法水（豊後大野・常満寺、琉球布教）。

西本願寺

月性（周防大島、妙圓寺、勤王僧）・松島善讓（豊前中津・照雲寺、信昌閣を主宰）・原口針水（肥後山鹿・光照寺、幕末維新期破邪を行う、累世譽を主宰）・良蔽（越前・唯宝寺、のち石丸八郎、教部省十一等出仕兼中講義）・赤松連城（周防徳山・徳応寺、維新後渡欧）・普寂（肥後山鹿・明照寺、のち清浦奎吾、内閣総理大臣）

- (22) 『東本願寺上海開教六十年史』（註（16）に掲出）二七五頁、「資料第十一号 石川舜台師の懐旧談」に、「わしらの洋行から帰つたのは明治七年（※六年に誤り）ぢや。帰つては来たがそれに世話になつた三條実美・江藤新平諸卿は、内閣の騒動で退いて仕舞つた。そこで江藤の代りに大久保利通に話し込んで（以下略）」との記述がある。

- (23) 藤等影『薩藩と真宗』（興教書院、大正五年）。

- (24) 『朝鮮開教五十年誌』（註（16）に掲出）。

- (25) 本節の執筆にあたって、玉代勢『法難史』（註（8）に掲出）、佐藤三郎「琉球藩処分問題の考察」（山形大学編『山形大学紀要（人文科学）』第三巻第一号、昭和二十九年）、知名定寛「沖繩宗教史の研究」（註（6）に掲出）などを参照した。

(26) 『県史』(註(9)に掲出)、一八二頁。

(27) 『田原法水略歴』(註(17)に掲出)に、「十二月七日、内務省出張所長判事心得木梨精一郎ノ名ヲ以テ、前キニ偽名届出ノ罪ニヨリ、罰金參円ヲ科セラル。」とあり、偽名を使用したかどで罰金刑に処せられている。

(28) 『市史』(註(10)に掲出) 一七八頁、【五五七】(※資料番号) 明治十年五月十六日。

なお、『読売新聞』(明治九年(一八七六)十月十七日)に、「此ごろ琉球へも佛法を拡めたいとて、築地の本願寺から毎日飯田町の琉球人の旅館へ行ツて説とまつけますが、中中承知しないとかいふ風聞」とあるほか、同年十月二十六日の同紙に、「去年ちう真宗西派の泉憲亮さんが、琉球へ行ツて教法の緒を開かれ、今度また真宗東派よりも四人の教師が出張されますと」とあることから、藩庁は本書翰が書かれたよりも早い段階で、西本願寺のみならず、東本願寺の布教についても、在京の藩吏から情報を得ていた可能性がある。

このほか、本派本願寺鹿児島別院『本願寺開教五十年史』(大正十四年)一〇三頁に、「明治の開教となつて、七年、十一年、二度藤井界雄、本山の内命を受けて、渡琉し内探した。十二年三月、広橋覚讓、和泉憲亮の二名は本山視察員として来り、那覇に留ること五ヶ月」とある。

(29) 『朝野新聞』(明治十一年(一八七九)一月四日)に「証文案」を掲載する。

(30) 『田原法水略歴』(註(17)に掲出)。

(31) 東恩納『実録』(註(7)に掲出)、三四一頁。

(32) 『市史』(註(10)に掲出) 一八〇頁、【五六七】明治十一年五月六日。

(33) 東恩納『実録』(註(7)に掲出)、三四二頁。

(34) 『市史』(註(10)に掲出) 一八〇頁、【五六九】明治十一年六月十二日。

(35) 本会談が行われた日時・場所・東本願寺側の人員は不明。その後、小栗が藩庁との対処要領を作成していることから、本会談の東本願寺側からの参加者は小栗憲一だったと思われる。また、本「綴込」はほぼ時系列に綴られていることから、会談は明治十一年五月頃から七月頃にかけて東京で行われたものと推測される。

(36) 明治六年(一八七三)、キリスト教を禁ずる高札が撤去された結果、キリスト教の禁止は解かれたものの、政府はキリスト教を公認したわけではなく、黙認するという状態が続いていた。

(37) 同案の第三着には、「渥美(※渥美契縁)」「長(※長圓立)」「楠(※楠潜龍)」の押印があるが、彼らはいずれも本山の重役である。

(38) 「日記」七月二十四日。『市史』(註(10)に掲出) 一八〇頁、【五七〇】と同文。

(39) 「日記」七月二十六日。

(40) 玉代勢『法難史』(註(8)に掲出)、五五頁。

(41) 「日記」八月二日、『市史』(註(10)に掲出) 一八一頁、【五七二】と同文。

(42) 「日記」八月四日。『市史』(註(10)に掲出) 一八一頁、【五七二】と同文。

(43) 「日記」八月五日。『市史』(註10)に掲出) 一八二頁、【五七三】と同文だが、「日記」中に収録する書翰は「説教条規」などを缺く。

(44) 東恩納『実録』(註7に掲出、三四四頁)によると、「八月十日、木梨氏、藩吏を内務省出張所に招き、調停を試み、且説教条規十一款を示し、有司に附して、協議せしめしに、爾後布教せざるを約して、門徒を宥免せむと云ふに決し、月の十六日、此の事を以て、木梨氏に復したり。然るに、小栗等は、禁教の事を明文に現するを好まず、那覇附近を限り、規約(※「説教規則」「条約案」)に遵はむ事を請へり」とあるが、八月五日に小栗が藩庁に宛てた書翰に収録されていることから、藩庁側は八月十日ではなく五日の時点でこれらを見ていることになる。

(45) 玉代勢『法難史』(註8)に掲出)、五六頁。

(46) 「日記」八月六日。『市史』(註10)に掲出) 一八五頁、【五七四】と同文。

(47) 『市史』(註10)に掲出) 一八六頁、【五七六】。

(48) 「日記」八月二十日。本日記は、小栗が木梨に宛てた「藩庁対辨ノ儀付願」の後に、小栗が藩庁に宛てた書翰(八月二十日)を収録していることから、これもあわせて木梨に提出したものと思われる。

(49) 『市史』(註10)に掲出) 一八七頁、【五七七】および「日記」八月二十一日。

(50) 『県史』(註9)に掲出) 二六七頁、「二六一 琉球藩ニ於テ管下人民真宗信仰ノ者ヲ私ニ処刑セシニ付処分ノ件」(第一付属書2) および『市史』(註10に掲出) 一八七頁、【五七八】。

- (51) 「日記」八月二十五日。
- (52) 「日記」八月二十八日および二十九日。
- (53) 『琉球処分論』（註（13）に掲出）。
- (54) 「琉球処分における裁判権接収問題と真宗法難事件」（註（11）に掲出）。
- (55) 「信教自由」と「国禁」——琉球藩・浄土真宗・内務省——（註（12）に掲出）。
- (56) 「日記」。九月十一日をもって本日記は終了している。
- (57) 『市史』（註10に掲出）一八八頁、【五七九】。
- (58) 拙稿「善教寺蔵・「田原法水略歴」および「田原法水紀功碑」（草稿）について」（註17に掲出）に同碑文の草稿を翻刻する。善教寺に所蔵する小栗の晩年の日記中に、碑文撰文の依頼や、添削を行った記述があることから、小栗の撰文による可能性が高い。
- (59) 玉代勢『法難史』（註（8）に掲出、九〇頁）によると、戦前沖縄には東本願寺の寺院では真教寺のほか、名護と宮古島に説教場が、糸満・嘉手納・喜名・美里・泡瀬等に出張所があったとされるが、現在は真教寺と沖縄別院の二ヶ寺となっている。
- (60) 『朝鮮開教五十年誌』（註（16）に掲出）、一九八頁。東本願寺と李王家との関係は深く、明治三十八年（一九〇五）に京城別院建設にあたっては、李王家から建築用木材が下賜されるなどの便宜がはかられただけでなく、「大韓阿弥陀本願寺」と書かれた扁額を賜っている。

(61) 玉代勢法雲は『法難史』(註(8)に掲出、九四頁)の中で、昭和二年(一九二七)当時、臨濟宗・真言宗・東西本願寺・日蓮宗・曹洞宗のほか、天理教・大本教・キリスト教が布教を行っている旨を述べるとともに「天理教の伝播は素晴らしいもので開教後間もなく那覇波の上に堂々たる大殿堂を構へ各地に支部が出来其の発展の有様は誠に驚嘆に値するものがある」と、天理教の布教について評価している。

謝辞

本稿執筆にあたり、善教寺住職・桑門超氏、東本願寺沖繩別院・長谷暢氏、真教寺副住職・田原大興氏、咸宜園教育研究センター・溝田直己氏、佐伯史談会の方々には、資料の閲覧・撮影等に御高配を賜りました。厚く御礼申し上げます。

附記

本稿は、日本学術振興会・科学研究費「北九州の真宗を例とした仏教近代化に関する基礎的研究」(基盤研究C、平成二十四～二十六年度、文化学、課題番号24617018、研究代表者：川邊雄大)による研究成果の一部をなすものである。